茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 茅ヶ崎市インターネット公有財産売却の参加条件など

「茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドライン」は茅ヶ崎市ホームページにも掲載 しております。

1. 公有財産売却の参加条件(入札参加することができない者)

(以下のいずれかに該当する方は、茅ヶ崎市インターネット公有財産売却(以下、「公有財産売却」という。) へ参加することができません)

- (1) 地方自治法第 239 条第 2 項の規定に該当する方(物品に関する事務に従事する茅ヶ崎職員)
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号または第 2 項各号に該当すると認められる方

(参考:地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札 に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第三十二 条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立 を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚 偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている

者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと き。

- (3) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第2号から第5号 までに該当する者(「暴力団」・「暴力団員」・「暴力団員等」・「暴力団経営支配法人等」に該 当する者)、同条第7条に定める暴力団員等と密接な関係を有している者と認められる者
- (4) 茅ヶ崎市が定める本ガイドラインおよび入札説明書ならびに KSI 官公庁オークション に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 参加申し込みの時点で 18 歳未満の方
- (6) 日本語を理解できない方
- (7) 日本国内に住所および連絡先がない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって茅ヶ崎市が執行する一般競争入 札およびせり売り(以下「入札」という)の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間茅ヶ崎市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4)公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいう)上の公有財産売却の物件詳細画面や茅ヶ崎市ホームページにおいて閲覧に供されている「入札説明書」、「入札公告」、「物件調書」などを確認するとともに、入札希望の物品および当該物品にかかる諸規制について十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前に茅ヶ崎市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど 一連の手続きを行ってください。
- (6)公有財産売却において、特定の物品(売却区分)の売却が中止になること、もしくは 公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など茅ヶ崎市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3)公有財産の売却は現状引き渡しとなっています。物品の移送・修理及び所有権移転に 係る全ての手続きは落札者が行うこととし、すべての費用は落札者の負担とします。
- (4) 茅ヶ崎市は公有財産の引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。
- (5)公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または 自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行って ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア.公有財産売却の参加申し込みを行う際に、印鑑登録のされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、印鑑登録のされている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを茅ヶ崎市に開示され、かつ茅ヶ崎市がこれらの情報を茅ヶ崎市行政公文書管管理規則に基づき、5年間保管すること。
- ・茅ヶ崎市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
- エ. 茅ヶ崎市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。(地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます)
- (2)公有財産売却の参加者情報の登録内容が印鑑登録されている内容や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加申し込みを行ってください。 公有財産売却の参加者情報には、身分確認書類(公的機関発行の証明書)に記載されている 住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、 代表者氏名)を参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- ・代理人による入札参加も可能です。その場合、委任状及び代理人の身分確認書類(公的機関発行の証明書)を、申し込み期間内に茅ヶ崎市経営総務部資産経営課まで持参または郵送にて提出してください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない 金員です。入札保証金は、茅ヶ崎市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予 定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、クレジットカードにより納付してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・クレジットカードによる納付

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の帰属

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに茅ヶ崎 市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。 (4) 入札保証金の契約保証金または売買代金の一部への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金または契約締結と同時に売買代金の残額を一括で納付する場合は、売買代金の一部に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、 一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

茅ヶ崎市は、次の各項目に該当する入札は、無効とします。

ア. 本ガイドライン、「入札説明書」および「入札公告」に掲げる入札参加資格のない方が 行った入札

- イ.1物品につき、1人で2つ以上のログインIDを使用して行った入札
- ウ. 公正な競争の執行を妨げた者または構成な価格を害し若しくは不正の利益を得るため に連合した方の入札
- エ. 前号に定めるもののほか、本ガイドライン、「入札説明書」および「入札公告」に規定する入札に関する条項に違反した方の入札

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、茅ヶ崎市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の 氏名(名称)とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 茅ヶ崎市から落札者への連絡

落札者には、茅ヶ崎市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。不動産の売却で共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・茅ヶ崎市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、茅ヶ崎市が落札者と契約を締結できない場合や落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、茅ヶ崎市に連絡する際や茅ヶ崎市に書類を 提出する際などに必要となります。
 - (2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定など

(1) 落札者に対する売却の決定

茅ヶ崎市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、茅 ヶ崎市の定める契約締結期限以内に落札者と契約を交わします。

契約に際し、茅ヶ崎市よりインターネット公有財産売却に関する誓約書および売買契約書を 2 部送付しますので、落札者はそれぞれに必要事項を記入・押印のうえ、身分確認書類 (公的機関発行の証明書)を添えて茅ヶ崎市に直接持参または郵送してください。契約保証金の額は入札保証金と同額です。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび公有財産売却に参加できない者の 場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保 証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(または入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに茅ヶ崎市が納付を確認できるよう売払代金の残

金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の 所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに納付が確認できない場合、事 前に納付された契約保証金(または入札保証金)は茅ヶ崎市に帰属し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は契約締結後、茅ヶ崎市が指定する口座に納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに茅ヶ崎市が納付を確認できることが必要です。

5. 入札保証金の返還

落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の 返還は入札終了後となります。

クレジットカードによる納付の場合の入札保証金返還の方法および変換に要する期間は次のとおりです。

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 せり売形式で行う公有財産売却の手続き

せり売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム および入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

茅ヶ崎市は、次の各項目に該当する入札は、無効とします。入札期間中にその時点における 最高価格の入札を無効とした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり 売りを続行します。

- ア. 本ガイドライン、「入札説明書」および「入札公告」に掲げる入札参加資格のない方が 行った入札
- イ.1物品につき、1人で2つ以上のログインIDを使用して行った入札
- ウ. 公正な競争の執行を妨げた者または構成な価格を害し若しくは不正の利益を得るため に連合した方の入札
- エ. 前号に定めるもののほか、本ガイドライン、「入札説明書」および「入札公告」に規定する入札に関する条項に違反した方の入札

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、茅ヶ崎市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格(上限)を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

茅ヶ崎市は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札 価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 茅ヶ崎市から落札者への連絡

落札者には、茅ヶ崎市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・茅ヶ崎市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、茅ヶ崎市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、茅ヶ崎市に連絡する際や茅ヶ崎市に書類を 提出する際などに必要となります。

(4)落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定など

(1) 落札者に対する売却の決定

茅ヶ崎市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、茅 ヶ崎市の定める契約締結期限以内に落札者と契約を交わします。

契約に際し、茅ヶ崎市よりインターネット公有財産売却に関する誓約書および売買契約書を 2 部送付しますので、落札者はそれぞれに必要事項を記入・押印のうえ、身分確認書類 (公的機関発行の証明書)を添えて茅ヶ崎市に直接持参または郵送してください。契約保証金の額は契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび公有財産売却に参加できない者の 場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保 証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(または入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに茅ヶ崎市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。 売払代金の残金納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金は 茅ヶ崎市に帰属し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は契約締結後、茅ヶ崎市が指定する口座に納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに茅ヶ崎市が納付を確認できることが必要です。

5. 入札保証金の返還

落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の 返還は入札終了後となります。

クレジットカードによる納付の場合の入札保証金返還の方法および変換に要する期間は次のとおりです。

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第5 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

茅ヶ崎市は、落札者と売買契約を交わします。

契約の際には茅ヶ崎市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、 直接持参または郵送してください。(自動車の場合は、収入印紙は不要です。)

売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、茅ヶ崎市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。また、引き渡し期間内に引き取りに来られない場合は、契約を解除する場合があります。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて(自動車)

権利移転にともなう道路運送車両法の規定に基づく手続きおよびその他一切の法律および 諸規制に関する手続き、ならびに費用負担は落札者が行うこととします。

3. 引き渡しについて

売買代金の完納を確認後、茅ヶ崎市の定める引き渡し期限内に引き渡しを行います。

- (1) 車両は、引き渡し時に、車両の鍵および道路運送車両法の規定に基づく手続きに必要な書類をお渡しします。
- (2) 公有財産売却の物品は現状引き渡しとなりますので、茅ヶ崎市は、引き渡し後の不調や不具合についての補償は一切行いません。
- (3)公有財産売却の物品の移送については、落札者の責任のもと行うものとし、移送に係る費用は落札者が負担してください。
- (4) 落札者は、茅ヶ崎市が定める期限内に引き取りをしなければなりません。
- (5) 車両の落札者は、引き渡し後、原則 30 日以内に道路運送車両法に基づく手続きを行ったことを確認できる書面の写しを茅ヶ崎市に提出してください。

4. 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に 移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など茅ヶ崎市の責に帰す ことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することは できません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

第6 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手 続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込み を取り消すことができない場合
- (2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手 続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合
- (3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手 続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産 売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することが あります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件 について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など(以下 「入札者など」という)に損害などが発生した場合

- (1)公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、茅ヶ崎市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4)公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5)公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する際、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、茅ヶ崎市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6)公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、茅ヶ崎市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず茅ヶ崎市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

茅ヶ崎市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、茅ヶ崎市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、茅ヶ崎市が公開している情報(文章、写真、図面など)に

ついて、茅ヶ崎市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨 インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価 格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語 インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格)X0208をいいます)であるため、不動産登記
- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻
 インターネット公有財産売却の手続きで使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

簿上の表示などと異なることがあります。

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上 に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 茅ヶ崎市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

茅ヶ崎市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものと します。

なお、改正を行った場合には、茅ヶ崎市は売却システム上に掲載することにより公表します。

改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、茅ヶ崎市が掲載したものでない情報 については、茅ヶ崎市インターネット公有財産売却に関係する情報ではありません。